

舟橋村選挙管理委員会告示第2号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

舟橋村選挙管理委員会

委員長 林 清輝



1. 舟橋村における選挙権を有する者の総数の50分の1の数

52人

2. 舟橋村における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

875人